

太田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条第13項ただし書の規定による許可をするに当たって、法第48条第15項の規定に基づき下記のとおり公開による意見聴取を行うので、法第48条第17項及び太田市建築基準法施行に係る意見の聴取規則（平成17年太田市規則第217号）第3条の規定により公告する。

令和5年11月15日

太田市長 清水 聖義

記

1. 意見聴取の期日 令和5年12月15日（金）午前10時から
2. 意見聴取の場所 太田市役所12階 12B会議室
3. 意見聴取の内容 工業専用地域内において沖野町集会所を新築すること
についての許可に関すること。
4. 許可申請者 太田市長 清水 聖義
5. 敷地の位置 太田市沖野町451番1の一部